研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 元 年 5 月 2 7 日現在

機関番号: 14401

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2016~2018

課題番号: 16K01985

研究課題名(和文)植民地台湾の地域社会と「法律家」に関する研究

研究課題名(英文)A study on the Legal profession and Community in Taiwan under Japanese Colonial

研究代表者

謝 政徳 (HSIEH, CHENGTE)

大阪大学・法学研究科・招へい研究員

研究者番号:10718761

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、『台湾総督府公文類纂』、『台湾総督府府報』など台湾総督府の公文書や『台湾日日新報』、『台法月報』などの資料について、植民地台湾の弁護士制度に関する史資料を調査・収集した。これらを用いて、植民地台湾の弁護士とその前身である訴訟代人の人物情報に関する基礎資料集を作製し、弁護士制度の成立過程および台湾社会における弁護士が果たした役割に焦点を当てて考察した。その成果は、論 文、学会報告という形で一部発表し、さらに今後順次公表する予定である。

研究成果の学術的意義や社会的意義本研究は台湾近代史上における日本植民地統治の意味を再検討するものである。植民地統治が支配された側にとってどのような意味を持ったかという問いに対して、植民地統治下の台湾社会が近代法の理念を受容した側面を、地域社会と法の担い手である弁護士との関わりという視点から解明した。その成果は、植民地経験をもった東アジア諸国の近代法の受容過程に関する比較研究を可能にするとともに、東アジアの「近代化」と植民地統治の関係をどのように理解するかという問いに資するものである。

研究成果の概要(英文): This study investigated on colonial materials in Taiwan and Japan, inclueding office documents of the Taiwan-sotokufu, Magazine materials that publishing in colonial period. Using these materials to made basic documents about Taiwan's Legal profession, and considered that the process of establishing a lawyer system, relationship between lawyers and communities in colonial Taiwan. The results were presented partly in the academic society and will be published in the future.

研究分野: 社会科学

キーワード: 植民地台湾 訴訟代人 弁護士

様 式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19(共通)

1.研究開始当初の背景

従来の日本近代法史研究が「一国史観」に基づくものであるといわれて久しい。しかし、そうした研究方法が、戦前の日本が朝鮮、台湾、樺太などの地域を含めた帝国日本だったにもかかわらず、「外地法史」への関心をほとんど持たないという問題点を生み出している。他方、近年、日本と近隣諸国との歴史認識をめぐる問題が象徴するように、日本の植民地統治に対する評価については、いまだに互いに議論することができる共通の土台ができていない。

東アジアにおいて日本の植民地統治をめぐる問題は、歴史学研究上の重要な課題の一つであるのみならず、現代的課題でもある。植民地統治の功罪をストレートに論じるよりも、植民地統治が支配された側にとってどのような意味を持つかを問うことは生産的であると考える。近年、「近代法の普遍化」という現象に着目して、19世紀後半からの東アジアの近代法の継受過程における日本の役割を重視する一連の論考が発表されている。(小野博司「日本弁護士協会台湾支部の法制改革運動」『日本帝國與殖民地人流與跨境會議資料』2014年、「東アジア近代法史のための小論」『神戸法学年報』2015 など)。「近代法の普遍化」における弁護士の重要性が注目されるようになる。しかし、植民地台湾の弁護士に関する従来の研究は、台湾人弁護士の人物史的研究を中心に行われてきている。植民地台湾における近代法理念の受容過程を分析するには、在台日本人弁護士の分析も研究視野に収める必要があり、さらに弁護士と地域社会との関わりも解明しなければならないと思われる。

2.研究の目的

本研究は、植民地時期の台湾社会が法律専門職の弁護士を通じて、西欧に由来した近代法の理念(個人に対する国家の干渉を最小限にすべき、基本的人権の尊重、法治主義、私法における私的自治の原則など)を受容していく過程の一端を明らかにすることを目的とする。具体的には、統治権力と社会の媒介である弁護士の活動(経歴・学歴・行動など)と、弁護士と台湾社会との関わり(事件内容、社会運動との関わりなど)について考察を行った。

3.研究の方法

本研究は、歴史研究であることから、一次史料の調査・収集とその解読・分析を研究上の方法をとる。

- (1) 分析の基礎作業として、植民統治期全期間の訴訟代人および弁護士の人物情報に関する資料を収集・整理し、基礎資料集を作製する。資料としては、台湾の国史館台湾文献館所蔵の『台湾総督府公文類纂』所収の公文書資料を中心に、『台湾総督府府報』『台法月報』『台湾日日新報』などの新聞・雑誌記事も加えて調査・分析した。これにより、植民地台湾の弁護士の実態を明らかにすることができると考える。
- (2) 植民地台湾の弁護士制度(1898(明治31)年の「訴訟代人規則」、1900(明治33)年の「台湾弁護士規則」)の導入過程とその内容を明らかにする。具体的には、誰によって、どのような議論が展開されていたのかを分析し、日本統治下において近代的な意味の法律専門職として登場した訴訟代理業の歴史的意義を明らかにする。
- (3) 日本統治下において、弁護士が台湾社会に実際にどのような機能と役割を果たしたのかを明らかにする。1918 年に初めての台湾人弁護士として誕生した葉清耀を取り上げる。その理由は、葉は本業の弁護士だけではなく、地方団体の官選協議会員として地方行政に参画した経験を持ち、さらに、1924 年に政治事件といわれる「治警事件」の公判の弁護人を務め、1930 年に創立の「台湾地方自治連盟」にも関わっていたように、台湾人政治運動に積極的に参加していたからである。彼の活動を追跡することにより、植民地台湾における在野法曹が果たした政治的・社会的役割の一端を解明することができると考える。

4.研究成果

研究成果の第1は、植民地統治50年間の台湾の弁護士およびその前身である訴訟代人の関連 資料を収集・整理し、人物情報のデータ集を作製した。

既存の研究では、台湾人弁護士のみ、あるいは台北弁護士会の弁護士しか明らかにされていない。このデータ集は台湾で訴訟代人と弁護士の登録手続を行った者をすべて収録した。植民地統治時期の訴訟代人(1898年2月1日~1901年5月11日)が84人、弁護士(1900年2月9日~1945年9月8日)が333人あった。このデータ集は台湾法史学のみならず、「一国史観」から脱却すべき日本近代法史学へ相応の史料情報上の貢献をなすものとなると考える。今回獲得したデータをベースにして、今後さらに追加・補正を行い、より精度の高い植民地台湾の在野法曹の人物情報データベースを構築していくとしたい。

研究成果の第2は、これまで十分に明らかにされていない訴訟代人制度と弁護士制度の導入過程およびその内容を、未公刊の国内外の一次史料を利用し明らかにした。その成果は、2017年12月16日に関西大学で開催された第15回日本台湾学会関西部会研究大会にて、「近代台湾の法律専門職の形成 1900年「台湾弁護士規則」の制定を中心に」という論題で発表した。

1898年の訴訟代人制度について次のような点を明らかにした。 訴訟代人制度実施の目的は、台湾社会の「健訟」を抑制することにある。 訴訟代人は免許制であった。明治26年弁護士法の資格要件を満たした者は訴訟代人になれるが、そうでない者に対して総督府が合否審査を行

い、合格者に免許を交付する制度であった。そのため、訴訟代人は当初から、弁護士資格を持つ者(「弁護士派」)と持たない者(「検定派」)とが混在した。そして時期が下ると、数的には後者が前者を圧倒するようになった。 訴訟代人の全体像が明らかとなった。訴訟代人免許が交付されたのが64人であった。出身地をみてみると、熊本県の10人が最も多かった。学歴でみると、明治法律学校出身者が25人で最も多かった。3年に満たない訴訟代人制度のもと、各地方法院の最終登録数は、台北50人、台中9人、台南23人であった。

1900年の「台湾弁護士規則」(律令第5号)について、国史館台湾文献館所蔵の『台湾総督府公文類纂』や当時の新聞資料などを用いて、弁護士規則の制定過程において、総督府・「弁護士派」訴訟代人と、内地政府(内務省)・「検定派」訴訟代人との間のやり取りを明らかにするとともに、1901年律令第2号により従来の訴訟代人が一定の期間内に弁護士名簿に登録することができるようになったのは、「検定派」訴訟代人が内務省に働きかけたからだと指摘した。「検定派」訴訟代人が弁護士に転身したのは37人であった。台湾において、近代的な意味の弁護士制度の実現とそのプロセスを、総督府の一方的な決定ではなく、複数の要素が絡み合うなかで進められたという視角を得ることができた。と同時に、それが植民地台湾では自前の法曹養成システムが形成できなかった一因であると指摘した。

研究成果の第3は、初めての台湾人弁護士である葉清耀の活動に着目し、地域社会における 弁護士の役割を明らかにした。その成果は、2018年8月31日に関西大学で開催された「第21 回現代台湾研究学術討論会[第10回日台国際研究討論会]」にて、「近代台湾の法律専門職の形成 1900年「台湾弁護士規則」の制定を中心に」という論題で発表した。

具体的には、『灌園先生日記 1927~1945』、『水竹居主人日記 1906~1937』、『黄旺成先生日記 1912~1925』など台湾人の日記資料を用いて、台湾社会が法律問題や紛争解決に際してどのように弁護士を利用したかを明らかにした。また、植民地時期の民刑事判決原本、民刑事案件登記簿、非訟事件以及強制執行事件を収録するデータベース『日治法院檔案資料庫』(台湾大学)を用いて、葉が実際に関与した訴訟事件をリストアップした。これにより、9割以上の事件が台湾人からの依頼であったことを明らかにした。日本人弁護士よりも、言葉の壁がない台湾人弁護士を好んで利用する台湾社会の傾向は確認できた。台湾人弁護士の出現は、台湾人の近代法の理念に触れる機会をさらに増やしたといえよう。

最後に本研究を踏まえて今後の展望を記しておく。

当初は予期していなかったが、1900年「台湾弁護士規則」に関する調査を行った結果、植民地台湾では全期間を通じて日本弁護士が常に多数であったのに対して、植民地朝鮮の場合は日本人弁護士が逆に少数であったことが判明した。植民地朝鮮には官立法律学校があり、朝鮮弁護士試験も実施されていたことがその主な理由のようである。両植民地がこのような顕著な差異を呈した背景の解明は今後の比較研究の課題となる。

また、本研究では多くの資料を収集したが、まだ十分に吟味・消化しきれていないものがある。隣接法律職と呼ばれる司法書士(前身は司法代書人)が地域社会においてどのような役割を果たしたかは、台湾社会が近代法を受け入れる過程において解明しなければならない重要な要素と思われる。台湾人弁護士以外に、台湾人の判事、法官は少なかったが存在していた。たとえば、黄炎生、杜新春など判事経験者の台湾人在朝法曹の動向も気になるところであろう。これらの実態解明は今後の課題としたい。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

<u>謝政徳</u>、明治初年大阪の法律事務所 北洲舎(1874 - 1880) 大阪あーかいぶず、査読無、 第 54 号、2019 年 3 月、16 - 22 頁

<u>謝政徳</u>、戦前と終戦直後期における大阪府の台湾出身者について - 大阪府の歴史的公文書から読みとく - 、大阪あーかいぶず、査読無、第52号、2018年3月、10 - 17頁

[学会発表](計2件)

謝政徳、弁護士葉清耀と近代台湾の地域社会、第 21 回現代台湾研究学術討論会〔第 10 回日台国際研究討論会〕 2018 年 8 月 31 日

<u>謝政徳</u>、近代台湾の法律専門職の形成 1900 年「台湾弁護士規則」の制定を中心に、第 15回日本台湾学会関西部会研究大会、2017 年 12 月 16 日

[図書](計0件)

〔産業財産権〕 出願状況(計0件) 名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年: 国内外の別:

取得状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

- 6.研究組織
- (1)研究分担者 研究分担者氏名: ローマ字氏名: 所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号(8桁):

(2)研究協力者 研究協力者氏名: ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。